

2021 年度

埼玉県起業支援金

2次募集のご案内

県内の対象地域における社会的起業を応援します！

対象地域（※）における

①地域課題を解決する新たな起業、又は②Society5.0 関連業種等の事業承継・第二創業に対し、

最大 200 万円(補助率 1/2 以内)

を支援します。

<対象地域> ※下記9市町村での起業等が対象です。

**秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町
皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町**

■募集期間 2021年6月30日（水）～7月30日（金）17：00 必着

■採択結果公表 2021年9月中旬（予定）

■補助事業期間 交付決定日～2022年1月31日（月）

※交付決定日：事務局が発行する交付決定通知に記載された日となります。

※詳細は下記の埼玉県起業支援金のホームページにてご確認ください。

<https://www.saitama-j.or.jp/sogyo/soudan/kigyoshien.html>

支援金事務局ホームページ QR コード→



埼玉県起業支援金事務局

公益財団法人埼玉県産業振興公社

（創業・ベンチャー支援センター埼玉）

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階 TEL：048-711-2222

埼玉県起業支援金の概要

対象となる方(主な要件)

- ・事業の募集開始日以降、本事業の補助事業期間完了日までに、個人事業の開業届出もしくは会社等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ・県内に居住していること、又は、本事業の補助事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。
- ・個人事業の開業届出もしくは会社等の設立を本事業の対象地域で行う者であること。
- ・（事業承継・第二創業の場合）対象地域において、地域の課題解決に資する Society5.0 関連事業等分野の新たな事業を事業承継・第二創業にて実施すること。

対象となる事業（主な要件）

- ・地域課題の解決に資する社会的事業であり、対象地域において新たに起業する事業であること。
社会的事業とは、次の（ア）～（ウ）の全てに該当するものであること。
 - （ア）地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
 - （イ）提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - （ウ）当該地域課題の解決に資するサービスが十分提供されていないものであること（必要性）
- ・対象となる地域において実施する事業であること。
- ・起業支援金の支給対象者の募集開始日以降、起業支援金の交付決定を受けた事業の事業期間完了日以前に新たに起業する事業であること。
- ・（事業承継・第二創業の場合）Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野の地域課題解決に資する社会的事業を、事業承継・第二創業により実施すること。

対象となる経費

新たな起業または Society5.0 関連業種等の事業承継・第二創業に要する経費

（人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等）※前記の費目でも一部対象とならない経費もあります。

受付機関

対象地域の商工会議所・商工会で申請を受け付けます。

<お問い合わせ先>

埼玉県起業支援金事務局

（公益財団法人埼玉県産業振興公社）

さいたま市中央区上落合2-3-2

新都心ビジネス交流プラザ3階

TEL 048-711-2222

